

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部改正に伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）が制定されたことから、県においても同指針の趣旨を踏まえて業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置等を行うことを明確にするため、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとするものとします。（第7条関係）
- (2) 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る(1)の管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとするものとします。（第7条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>第6条において同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>第7条において「給特法」という。</u>）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者<u>（第7条において「県費負担教育職員」という。）</u>を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>以下同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(新設)

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提

付則 省略

供、助言その他の支援を行うものとする。

付則 省略